

規程第21号

<制定>平成25年7月20日

改正平成28年3月5日

改正令和2年3月22日

改正令和2年11月8日

改正令和3年2月1日

最新改正令和5年1月22日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって本会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、本会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成に関する事業
- (4) 成年後見人等及び未成年後見人候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- (6) 法人後見、法人後見監督に関する事業

- (7) 登録員に対する報酬助成事業
- (8) (1) から (7) の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業
- (9) その他関連する事業

(苦情対応)

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

- 2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(不適切事案についての対応)

第4条の2 前条に該当しない場合において、一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号、以下「名簿登録規程」という）第5条5号に規定する登録の削除に該当するときは、一般社団法人千葉県社会福祉士会倫理委員会規則（規則第8号）に基づき設置される倫理委員会の意見を聞き、運営委員会が決定する。

(賠償保険)

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、それらの事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

- 2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、その事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

(運営委員会)

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

(1) 本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

(2) 「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

(運営委員長)

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

- 2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。
- 3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

(副委員長)

第8条 運営委員会に3名以内の副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

2 任期途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（会計）

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

- (1) 研修部会
- (2) コーディネート部会
- (3) 業務管理部会
- (4) リスクマネジメント部会
- (5) 報酬助成審査会
- (6) その他事業の推進に必要な部会

2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。

3 部長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。

4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料および準登録員会費）

第13条 登録員は、名簿登録料として、毎年度10,000円を納付しなければならない。但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。

2 準登録員の会費は、年1,000円とする。但し、会費を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。

3 本会は、名簿登録料および準登録員会費を下記の費用に充てる。

- (1) ぱあとなあ千葉の運営費
- (2) 日本会の「都道府県社会福祉士会負担金

(3) ばあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

(4) ばあとなあ千葉 役員報酬（運営委員長、副委員長）

ばあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を支給することができる。就任した一年後ごとに、運営委員会で決議の上、報酬を支給することができる。

運営委員長 1年につき 金 240,000 円 副委員長 1年につき 金 120,000 円 とする。

（受任会費）

第14条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第11条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。

2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。

3 受任会費は、第3条第7項に定める登録員に対する報酬助成事業の他、同条第5項に定める成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補の紹介に関する事業、及び同条第8項に定める登録員の支援及び指導に関する事業の費用に充てることができる。

4 受任会費の納付に関する規程は、別にばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第15条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等

（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の報酬が年額150,000円未満となった場合には、ばあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は、別にばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

2 前項の規程にかかわらず、第14条の受任会費の納付については、令和3年2月の定期活動報告分から適用する。

3 第1項の規程にかかわらず、第15条の報酬助成の実施については、令和3年4月1日以後の申請分から適用する。

運営規程改正（2023年1月22日）

- 4 この規程の施行後3年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和5年4月1日から適用する。

運営規程改正（2023年1月22日）

運営規程改正（2023年1月22日）

運営規程改正（2023年1月22日）

運営規程改正（2023年1月22日）

一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程

規程第22号

<制定> 平成25年7月20日

改正 平成25年11月16日

改正 平成27年11月28日

改正 令和2年3月22日

改正 令和2年11月8日

最新改正 令和3年2月1日

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）権利擁護センターぱあとなあ千葉（以下、「ぱあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ千葉運営規程第3条1項4号から第8号の事業の実施について必要な事項を定める。

(ぱあとなあ名簿への登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ぱあとなあ千葉運営規程第2条2項に定める「登録員」とする。

(1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修又は人材育成研修）の修了者

(2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者

(3) 所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者

(4) 未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ぱあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規程第3条1項6号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第1項の「登録員」の中から任命するとする。

4 本会が、運営規程第3条1項5号の事業（以下、「法人未成年後見」と言う。）の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者の中から任命するとする。

5 本会は、前項に規定するぱあとなあ名簿への登録及び更新に際し、必要な研修の受講、及びぱあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

(ぱあとなあ名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1) 申請者の氏名、生年月日、住所

(2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号

(3) 申請者の連絡先電話番号、メールアドレス

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

- 3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であることを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿から及び追記登録者名簿から抹消する。

- 2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

(1) 本会の正会員資格を喪失した者

(2) ばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者

(3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者

(5) 第10条に定める登録員の義務違反があり、別表1に定める手続きにより登録員を削除になった者 本会の指導・督促を3回以上受けるなど登録員として極めて不適切・不誠実であると認められる者

- 2 前項第5号による審査は、別表1の手順で行うものとし、審査に当たって倫理委員会の意見を聞かなければならない。

- 3 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告する

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

- 2 本会は、第5条1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿及び再追記名簿登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

- 2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のばあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

- 2 審査は、原則として4月毎年3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

- 3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。決議は、運営委員会に出席した過半数3分の2で、これを決する。

- (1) 千葉県社会福祉士会会費及びばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の納入状況
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務）（以下、「ばあとなあ保険」という。）の保険料の納入状況
- (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
- (4) 過去のばあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無及びその事情
- (5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況及び活動報告の状況
- (6) 第10条に定める登録員の義務遵守の状況

- 4 審査は、別表2の手順で行う。

- 5 ~~登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。~~

~~審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。~~

(他県登録員の移動)

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

- 2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

(登録員の義務)

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。

- 2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第11条に定める活動報告を行うこと
- (2) ばあとなあ保険に加入すること
- (3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

—本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講

すること

- その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと
- これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める

(4) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。

(5) 本会及びぱあとなあ千葉からの連絡・通知については速やかに応答すること。

(6) 本会及びぱあとなあ千葉の決議・指導・助言・督促を尊重し、その内容実現に努力すること。

(7) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

(8) 成年後見活動で生じた事故及び事件は、本会に直ちに報告するとともに、誠意をもって対応すること。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、ぱあとなあ保険（Eプラン・未成年後見業務）等に加入しなければならない。

(活動報告)

第 11 条 登録員は、本会に対して年 1 回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に行う。提出方法は、ぱあとなあ千葉が指示する方法によることとする。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。

(1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき

(2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）

(3) 後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき

(4) 任意後見契約を締結したとき

(5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）

3 前 2 項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

(登録員に対する支援)

第 12 条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。

2 本会は、第 11 条に定める活動報告等を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。

3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および 1 年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。

4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

(名簿の管理と活用)

第13条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。

2 本会は、ばあとなあ千葉運営規程第3条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へばあとなあ名簿を提出することができる。

(1) 管轄する家庭裁判所

(2) 日本会

(3) 成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項(1)および(2)に規程する機関へ報告することができる。

(改廃)

第14条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

(施行期日)

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

(研修実施の留保)

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

3 第7条第3項の研修(更新研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

附則

1 この規程は、改正の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

附則

1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修)については、平成27年度は実施しない。

3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する

附則

1 この規程は、改正の日から施行し令和6年〇月〇日から適用する

別表1

<p>—第10条の登録員の義務遵守の違反状況に基づき、本会の指導・督促を3回以上受けた者(連絡がない者も含む)を対象とする。</p> <p>(1) 本会は登録削除に先立ち、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、当該登録員の意見を求めることとする。</p> <p>(2) 当該登録員は、(1)の通知到達後2週間以内に意見を述べるができる。</p> <p>(3) 本会は、(2)の期間経過後、ばあとなあ千葉運営委員会にて登録削除の審議を行い、出席した委員の3分の2の賛成でこれを決する。その後、理事会にて、出席した理事の3分の2の賛成でこれを決する。審議にあたり、必要に応じて弁護士等の意見を聞くこととする。</p> <p>(4) (3)の結果、登録削除となった者に対し、登録削除の通知を行う。</p> <p>(5) 登録削除となった者は、(4)の通知到達後2週間以内に理事会(→運営委員会)に異議申し立てをすることができる。</p> <p>(6) 本会は、(5)の意義に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。</p>

別表2

<p>(1) 本会は、申請を拒否するときは、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、意見を求めることとする。</p> <p>—(2) 審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。</p> <p>—(3) (2) 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。</p> <p>(4) 審査の結果、登録、更新を認められなかった者は、前項の通知到達後2週間以内に理事会に異議申し立てができる。</p> <p>(5) 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。</p>
